

○ サイバー空間の脅威に対する部門間の連携強化について（通達）

令和4年4月28日サ対甲達第11号、  
務甲達第71号、生企甲達第56号、  
刑企甲達第43号、交企甲達第42号、  
公甲達第36号  
石川県警察本部長から部課署長あて

対号 令和4年4月12日付けサ対甲達第4号、務甲達第62号、情甲達第52号、  
生企甲達第44号、刑企甲達第31号、交企達第36号、公甲達第29号「石  
川県警察におけるサイバー戦略について（通達）」

本県警察においては、対号に基づき、サイバー空間の脅威に対して諸対策を推進しているところであるが、サイバー空間の脅威への対処は警察のいずれの部門においても重要な課題となっており、統一的な戦略の下で、サイバー空間の脅威への対処能力を強化する必要がある。

よって、サイバー空間の脅威に対する各種取組の部門間の連携・調整をより一層強化するため、下記のとおり、サイバーセキュリティ総括責任者及びサイバーセキュリティ責任者を置くこととしたので、警察組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進されたい。

記

1 サイバーセキュリティ総括責任者

生活安全部長をサイバーセキュリティ総括責任者に指名するものとする。

サイバーセキュリティ総括責任者は、次に掲げるサイバー空間の脅威に関する事務について、必要な連携・調整を行うものとする。

- (1) サイバー戦略に関すること。
- (2) 情報の集約・共有に関すること。
- (3) 捜査支援及び技術支援に関すること。
- (4) 人材育成方策に関すること。
- (5) 関係機関、民間事業者・団体等と連携した取組に関すること。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、サイバー空間の脅威に関すること。

2 サイバーセキュリティ責任者

- (1) サイバーセキュリティ責任者は、サイバーセキュリティ対策を担当する生活安全全部首席参事官を指名する。

ただし、サイバーセキュリティ対策を担当する首席参事官が不在の場合には、サイバーセキュリティ対策を担当する生活安全部参事官を指名する。

- (2) サイバーセキュリティ責任者は、サイバー空間の脅威に関する事務について、サイバーセキュリティ総括責任者を補佐するものとする。

### 3 留意事項

- (1) 各部門は、サイバーセキュリティ総括責任者がその事務を行うために必要な情報等について、サイバーセキュリティ総括責任者に対し、適時適切な報告を行うこと。
- (2) 警察組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進するためにも、中部管区警察局石川県情報通信部と緊密に連携すること。
- (3) サイバー空間の脅威に関する各種取組を推進する上では、警察における情報セキュリティの実現にも配慮する必要があることから、サイバーセキュリティ総括責任者は、情報セキュリティ管理者である警務部長と適切に連携すること。
- (4) サイバーセキュリティ総括責任者は、警察庁及び各都道府県警察のサイバーセキュリティ総括責任者と緊密に連携すること。